

議事日程(第5号)

令和6年12月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第2 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第78号 由布市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第79号 由布市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第80号 由布市行政区設定条例の一部改正について
- 日程第6 議案第81号 由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第82号 由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第83号 由布市民運動場条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第84号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第85号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第86号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第87号 証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第13 議案第88号 令和6年度由布市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第14 議案第89号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第90号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第91号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第92号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第93号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第94号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第95号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第96号 令和6年度由布市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第22 議案第97号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

日程第23 議案第98号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第2 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第78号 由布市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第79号 由布市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第80号 由布市行政区設定条例の一部改正について
- 日程第6 議案第81号 由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第82号 由布市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第83号 由布市民運動場条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第84号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第85号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第86号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第87号 証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第13 議案第88号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第89号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第90号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第91号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第92号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第93号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第94号 由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第95号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第96号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第22 議案第97号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第98号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
-

出席議員（18名）

1番	首藤 善友君	2番	志賀 輝和君
3番	高田 龍也君	4番	坂本 光広君
5番	吉村 益則君	6番	田中 廣幸君
7番	加藤 裕三君	8番	平松恵美男君
9番	太田洋一郎君	10番	加藤 幸雄君
11番	鷺野 弘一君	12番	長谷川建策君
13番	佐藤 郁夫君	14番	渕野けさ子君
15番	佐藤 人已君	16番	田中真理子君
17番	佐藤 孝昭君	18番	甲斐 裕一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	工藤 由美君	書記	中島 進君
書記	生野 洋平君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			古長 誠之君
財政課長	大久保 暁君		
財政課参事兼契約検査室長			松本 知行君
総合政策課長兼地方創生推進室長			一法師良市君
会計管理者	二宮 啓幸君	建設課長	衛藤 武君
都市景観推進課長心得	伊藤 学君	農政課長	新田 祐介君
水道課長	砂田 剛士君	商工観光課長	大塚 守君
環境課長	渡辺 隆司君		
福祉事務所長兼福祉課長			後藤 昌代君
挟間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 重喜君

湯布院振興局長兼地域振興課長 米津 康広君
教育次長兼教育総務課長 安部 正徳君
学校教育課長 麻生 久君 社会教育課長 吉倉 芳恵君
消防長 大嶋 陽一君

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長をはじめ執行部各位には、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

これより各議案の質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い、議案ごとに締切日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申合せ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔に願ひします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会でお願ひいたします。

日程第1. 報告第18号

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、報告第18号、例月出納検査の結果に関する報告については、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第2. 議案第77号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、議案第77号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。3番、高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） おはようございます。それでは、議案第77号についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、この工事の工種の詳細説明をお願ひいたします。

次に、バスロータリーということなので、由布市民のバス乗り場利用者数、過去10年分をお伺ひします。これは、観光客は除くということでお願ひいたします。

また、私有地への工事費が含まれているならば、その工事費の金額は幾らか。

次が、今、先ほどの事柄があるのであれば、なぜ公金を支出する必要があるのか、法的根拠を

もって明確な説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 契約検査室長。

○財政課参事兼契約検査室長（松本 知行君） 契約検査室長です。お答えします。

工種につきましては、本議案は要件設定型の一般競争入札で行っておりまして、跡地の整備、造成工事ですので、土木一式工事の資格認定を受けていることとしております。由布市内におきましては、A等級、B等級の格付を有していること、大分市内の業者はA等級の格付といったところを要件にしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） 総合政策課長です。

バス乗り場の利用者数、過去10年分ということでございますが、まず、民間路線の個別の路線ごとの報告を受けておりませんので、由布市のユーバスについてお答えをさせていただきます。

公共交通の性質上、市民と市民以外の方を区別しておりませんので、把握はしておりませんが、利用者数につきましては、令和5年度までの由布院駅前バスセンターと湯布院庁舎前の乗降者10年間分で3万753人となっております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。お答えします。

私有地への工事費ですが、亀の井バス株式会社所有用地の工事費と思われませんが、今工事のバスロータリーの整備は、既存の亀の井バス用地に由布市の旧公民館跡地用地を追加して整備をいたします。よって、バスロータリー全体の整備に対する工事費は4,900万円程度となっております。

次に、公金を支出する法的根拠ですが、今工事は、昨日市長も申しましたとおり、公共工事と位置づけておりますので、発注者がその費用を支出するものと考えております。以上です。

（「工事工種の説明は」と呼ぶ者あり）

○議長（甲斐 裕一君） 契約検査室長。

○財政課参事兼契約検査室長（松本 知行君） 契約検査室長です。お答えします。

うちの一般競争入札を出したときの要件の工種ということであれば、土木一式といったことで要件を設定しております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。

詳細ってということでございますれば、掘削や盛土などを行う敷地の造成工事や擁壁工事、市道の歩道防護柵の撤去を行う構造物の撤去工事、また、樹木や芝の植栽を行う植栽工事、雨水の処理に伴う雨水排水設備工事、夜間照明の設置に伴う電気設備工事、舗装やスロープの設置に伴う

沿路・広場の整備工事、ベンチやサインの設置に伴うサービス施設整備工事、柵や手すりの設置に伴う管理施設の施工工事、最後に仮舗装の仮舗装工事など、10の工種になります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。今、詳細の工種の説明を求めたのは、これ、入札に入るまでにいろいろな行政のほうから御説明がありまして、その中で、議員のほうからこういうふうに乗入れ部をしてほしいとか、立ち木の問題等がありましたので、その点についてちょっとお聞きしたかったものですから詳細の説明を求めました。

で、それを踏まえた上で、議員のほうが市民の皆さんからの要望を聞いた上で、こういうふうにしたほうがいいんじゃないのかということで質問等をしてきましたが、それについて設計の変更等があったのか、それをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

それと、バスの利用者数っていうところ3万4,000人近く、具体的な数字のようで、何か具体的な数字じゃないような気がするんですけども。これ10年分というと、1年間でいくと3,000人。あそこ3,000人利用しているのか、なかなか、私、あの辺で商売させていただいていますんで、見たときに、そんな3,000人、1日でいくと1日100人利用しよる計算になるのかなち思う、あ、10人か。10人も利用して……、ちょっとそれがよく分かんないですけど……、それを今、調査方法どういうふうになっているのかなちお聞きしたいのですね、あと、今回この整備工事をやるに当たって年間のランニングコスト——維持管理費——の算出はどのようになっているのか、その維持管理費は、どのように算出されていくのかもちょっとお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） 調査方法ということでございますが、由布院バスセンターの乗降者で言いますと2万7,000人ということになるんですけども、これにつきましては運転手の方に、そのバス停で降りる、乗る人数のほうを記録を報告を求めておりまして、10年間分のその数値の積み上げでございます。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。

まず、総務常任委員会の中から指摘事項で設計の変更をしたのかということなんですけど、もう既に設計につきましては、その契約が完了しております。現段階で、入札のときは当初の設計のままいかせていただいております。

ただ、議決を頂いた後に、業者と亀の井バスさんと打合せする日を持っておりますので、御指摘のあった事項はそこで整理していきたいと思っております。

また、維持管理費につきましては、一応、令和8年の6月に完成をいたします。初年度につき

ましては、その芝とか樹木の植栽の手入れ等はそんなにお金がかからないと思っていますので、2年度以降につきましては、ちょっとシルバー人材センター等に委託して維持管理していくような方向です。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） この議決後にその話合いをするということになれば、あれですかね、また値段が変わりますかね、変わらない範囲でするんですかね。変わったとしても、一応、当初設計の金額と変わってくるのであれば、それはまた議決後の話になって、まあ議決が要る金額でなければ、この場には報告がないまま話が先に進んでしまうのかなちゅうところがやっぱり疑問に思いますので、委員会等でそういう話が出ているのであれば、最初にそのようなことをしとくべきではないのかなと思います。

それと、バス利用者の件に関しては、これになると、ここ利用される方っていうのは観光客がメインになるっていう話ですかね。日頃の利用者数を見るときには、まあ具体的な民間的な事業で、観光客が何人来ているかということ——先ほどの答弁じゃ分からないのかなと思うんですが——私が、あの近辺で見ると限りでは、観光客のほうが多いような感じがするんですが。由布市民の公的利益のところでは、今回、これは交通渋滞の緩和ちゅうところでこれが出てきていると思うんですが。まあ利用者数で考えたときには、市民なのか観光客が多いのかどっちなのかなちゅうところが、そこは調べているのか調べていないのか、それだけは一つ答弁いただきたいなと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） お答えをいたします。

一律料金でございまして、公共交通の性質上どなたでも御利用がいただけるということで、その国籍等を含めて、国内の方かどうか、市外の方かどうかまでの判断するそういう方法を現在取っておりませんので、報告上、市民か市民じゃないかはちょっと正直分からないところでございます。

ただ、このバスセンターという位置づけ、湯布院庁舎もそうでございますが、複数路線がユーバスでも乗り入れておりますので、必ずしもそのまま乗り継ぎとかいうことではないとは思っておりますが、由布院バスセンター前で降りられる方が9,496で、乗られる方が1万8,200ということであれば、ほぼ市民の利用が大半ではないかというふうには推測はいたしております。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。

観光客の利用者数につきましては、ちょっとこちらのほうで資料を持っていますので説明させていただくと、亀の井バスさんから頂いた情報によりますと、令和4年度と令和5年度しかない

んですけど、令和4年度は約40万人、令和5年度は64万人の方が利用されているということ
でございます。

それと、先ほど、議決後に打ち合わせした後に金額は変更になるのかということなんですけど、
まだ今のところはおおむね変更なしでいけると思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第3. 議案第78号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第3、議案第78号、由布市ポイ捨て等の防止に関する条例
の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。まず5番、吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） おはようございます。議案第78号、由布市ポイ捨て等の防止に
関する条例の制定についてです。

この条例、制定に至った経緯、それから、それまでの市の対応はどうだったのか、その辺のと
ころを教えてくださいませんか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えいたします。

条例の制定に至った経緯でございますが、昨年5月にコロナが5類に移行されまして、人の移
動が活発に行われるようになりました。湯布院にも、国内だけでなく海外からも多くの観光客の
方が押し寄せておりまして、現在はコロナ禍前の水準にまで回復しているのではないかと考え
ております。

このような状況の中、京都をはじめとする国内の観光地では、オーバーツーリズムと同時にご
みの散乱が顕著となり、新聞やメディアなどで大きく取り上げられました。湯布院においても状
況は同じで、市へも対策を求める声が寄せられました。

このような状況に対応するため、市ではポイ捨て等の防止に関する条例を制定して、市民をは
じめ事業者や観光へ訪れる皆さんにもまちをきれいに保つために協力を求めることといたしまし
た。

次に、この条例を上程するまでの市の取組を御説明いたします。

ごみの散乱に対しまして、市へ対策を求める声が今年の初め頃から寄せられるようになりまし
た。そのため市では、4月初めに湯布院地域振興課、環境課、商工観光課、都市景観推進課で協
議を行いまして、自動販売機を設置している事業者に対して、清掃の頻度を上げて清潔に保つよ
う依頼するとともに、ポイ捨て等の防止に関する条例を制定して対応していくことといたしまし
た。その後、政策会議において、先ほどの4つの部署に財源改革推進課を加えた5課で構成する

ごみ問題解決に向けた推進会議を設置して、進めることとなりました。そして7月に、地元の関係者などにごみ問題の解決に向けて協働で対応していけないか協議を行ったところ、地元の方もこの問題の解決に強い関心を持っており、一緒になって解決に向けて行動していくこととなりました。

また、同時期に、市議会全員協議会において、湯の坪街道周辺のごみ問題についてポイ捨て等の防止に関する条例を制定して対応していくことを報告させていただいた後、8月初めに、由布市環境審議会へ本条例の諮問を行い、9月20日に、ホームページに条例案を掲載してパブリックコメントを始めました。一月後の10月18日に終了いたしまして、条例の内容について特段御意見は出されませんで、10月24日に由布市環境審議会より、ポイ捨て等の防止に関する条例について市の提示した条例案に御賛同いただきましたので、この第4回定例会へ上程させていただいた次第でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） ありがとうございます。

この条例は、必要なものだとも感じておりますし、あれなんです、1点だけちょっとお伺いしたいんですが、これ、ポイ捨て等の「禁止」じゃなくて、「防止」となっております。その辺の——単語と言ったらあれかもしれませんが、その差というか、その違いはどのようなふうに捉えたんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

「禁止」と「防止」についてですね、言葉の意味は「禁止」のほうがかなり強く表現されてしまうのかなということもございまして。基本的には、こういうごみの問題などはモラルの問題というものになるろうかと思っておりますので、まあ今回は「防止」ということで、その言葉を使わせていただいております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） いいですか。

次に、10番、加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 同じポイ捨ての防止の件でございますけども、この前、私、日曜日、湯の坪街道ちょっと歩いてみたんですけど、やはり3分の1の方ぐらいが食べながら歩いているような状況でございました。

で、この条例は、由布市の条例になりますので、由布市全体を埋め合わせたことという考えでいいのかということと、湯布院の場合、外国からのお客さんがかなりおられますので、その方たちへの周知の仕方と、それと事業者に対する周知の仕方、どのようなことで考えているのか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えいたします。

観光客の方への周知については、チラシの配布や看板を設置してお知らせしたいと考えております。限られたスペースにおいて、効果的に周知が図れるようQRコードを活用して、ホームページへ誘導するなどしまして、周知を図っていきたいと考えております。

また、外国の方については言語の問題もありますので、イラストやピクトグラム、QRコードを活用して周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） これは由布市の条例なんで、湯布院だけじゃなくて、庄内、挾間のほうにもやはり外国の方が来られると思うんですけども、そういうところにもやはり看板とか必要になってくるかなと思いますけど。

これ、取締り方ちゅうのかなあ、あつ、あんた、今投げたよねとか、現行犯じゃないと駄目じゃないかという部分もあるかなと思うんですけど。そのようなところは、どのような形で取締りちゅうか、防止するのか、その辺を教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

今の件については、取締りというと、この条例の中で重点地域というものを設定いたしまして、その中で勧告や命令や過料などという制度というか、形態を取っております。その中で、その重点地域というのを湯の坪街道の周辺をまずは指定させていただいて、その中で、取締りという言い方にはちょっとそこまでのニュアンスではないんですけども、美化にしっかりモラルを持って取り組んでくださいということをお願いしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 先ほど看板がありましたけども、看板の文字は何ヶ国語を使うのか。それと、看板を作る以上は、ごみ箱的な物が必要になってくると思いますけども、それはどのようにして外国の方に分からせようとするのか。事業所の方には、やはりある程度のその説明することは必要なことだと思いますけど。その事業所で売った物が、そこで消費されるちゅうことはまず少なく、何メートルか先に行ったところで、ごみ箱があれば捨てるんじゃないかなという感じがするんですけど、その辺のところはどういうふうな考えですか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

看板に掲示する言語については、現在ちょっとまだ検討しております。具体的に、スペース的に看板の大きさのほうもありますし、スペースが限られておりますので、QRコードのほうにス

マホをかざしていただいて、観光客——外国人の方ですね——は、そちらのほうを主に見ていただくような形で作っていくのがいいのではないかというふうに考えております。

あと、ごみ箱については、この条例には、飲食物を販売する事業者の方にごみ箱を設置するように条例で求めております。その事業者の方が、それぞれごみ箱を店頭に設置していただきまして、食べ歩きを続けていくというんでしょうか、食べ終わったらそこにまたお店があつて、そこにごみを捨てて、またそこで買っていただけるような形になるとまちもきれいになって、売上げも伸びて、いい方向に循環していくのではないかっていうふうに考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、11番、鷲野弘一君。

○議員（11番 鷲野 弘一君） それでは、よろしくをお願いします。

本条例中の交流者に対してポイ捨てをさせない啓発、事前周知は今までどのようにされていたのかお尋ねします。

第11条の市長が任命する職員とは、何課が担当になるのか、必要な場所とはどこか、また立入調査の法的根拠をお尋ねします。

12条、第13条、第14条は、いつどこで誰が行うのかお尋ねをします。よろしくお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えいたします。

観光客など交流者に対して今までの啓発はどの御質問ですが、これまでは、マナーアップを求めるチラシの配布や、ごみを投げ捨てないよう呼びかける看板の設置、また、昨年度九州運輸局と協働で、旅行者に対して責任ある観光と行動を呼びかける動画を作成して啓発を行っております。

第11条に指定しております市長が任命する立入調査等を行う職員は何課が担当するのか等の御質問でございますが、環境課で担当することとしておりまして、環境課の職員を任命することといたしております。

必要な場所はポイ捨て等防止重点地域を指定して、立入調査等を行うこととしておりまして、この重点地域については、湯の坪街道の周辺地区を指定して取り組んでいきたいと考えております。

また、立入調査の法的根拠については、本条例の施行をもって実施をしていきたいと考えております。

勧告、命令、過料は、いつどこで誰が行うかとの御質問ですが、重点地域内において立入調査を実施した結果、あるいは指導等が必要な場合、地域内の巡回を行っているとき等にその行為を発見したときは、行為の中止や現状回復を勧告し、従わない場合は、従うよう命令を行います。

それでも従わない場合は、過料を求めることといたしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（11番 鷲野 弘一君） ありがとうございます。

この頃、テレビとかよく見えていますとね、もう、ごみ捨てるの、その、何ちゅうんですか、ごみ捨てる箱がいっぱいになっていると、その前に誰かが1人置くわけですよ。で、置くと、そこにまた今度次の方が置く。

この前、湯布院がテレビに出ていましたけども、捨てられていた、特に多くあったのが飲物のカップが物すごくあるわけですね。私、だから思ったんですけど、マナーアップでこういうふうにするのは構わないんですけどね、なぜ、そういう販売をしている業者から、そういうマナーアップ料ちゅうんですか、環境税に対する、1個に対して幾らちゅうふうなお金を取ったりしないのか。何もかんもが、その由布市だけがやって、これ本当にいいのかなと思うんですけどね。根本的に何かやり方が間違っているんじゃないかなと。これも、一つの方法で、悪いとは言いません。だけど、やはりどうせするのであれば、その観光地全体で、やっぱり中で販売する物にはお金を取るような対策をしていかなきゃ悪いと思うんですけど。何かちょっとやり方がもう少し何かあるんじゃないかと思うんですけど、課長、その辺どう思いますかね、これ。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えいたします。

議員のおっしゃった御提言も、これまで少しは議論のあれにあったかとは思いますが。ただ、今回、ポイ捨て条例でこの重点地域を設定して、かなり制限をさせていただくと、条例をつくってですね。事業者の方についてもこの条例の中では、ごみ箱を、そういう飲食物を販売する、テイクアウトをされている事業者さんには、ごみ箱を置いてくださいということをお願いをして、これでまずはちょっと改善をどのくらいぐらいできるのかやってみた上で、またその結果によって、今後、また、改修する制度が必要であればまた考えていければというふうに考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（11番 鷲野 弘一君） ごみ箱がいっぱいになっているから、こういうのがやっぱり起こる可能性があります。だから、やっぱり受皿を、回数をもう少し上げるためにはどういう経費を取ればいいのかとかいうふうなことのやっぱり検討もひとつされて、まず中にごみを残さないような方法を考えていかれるほうが、僕はもっといいんじゃないかと思うんですけど、今後の検討をよろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 回答いいですか。

これで質疑を終わります。

日程第4. 議案第79号

日程第5. 議案第80号

日程第6. 議案第81号

日程第7. 議案第82号

日程第8. 議案第83号

日程第9. 議案第84号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第4、議案第79号、由布市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第9、議案第84号、由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてまでは、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第85号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第10、議案第85号、由布市庄内特産品販売所「かぐらちやや」の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、鷲野弘一君。

○議員（11番 鷲野 弘一君） 度々申し訳ございませんが、指定管理候補者提出の事業計画書を見ますと、施設管理運営方針の中に佐伯市との観光協定とありますが、観光協定とは何かについてお尋ねします。由布市と佐伯市の協定文書があれば、併せて提出と説明をよろしくお願いいたします。

上記の協定を基に由布市指定管理者選定委員会が調査を行ったとありますが、これはその文書をやっばり見ながらやったのか、その辺についての説明もお願いします。

また、相互関係としまして、由布市でこういう佐伯のものを販売するのであれば、協定がある以上、佐伯市でも由布市の農産物をPRしてもらえるようなことを行うのか、それについてもお尋ねします。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です。お答えいたします。

まず初めに、指定管理候補者提出の事業計画、施設管理運営方針中の佐伯市との観光協定とは何かとの御質問ですが、商工観光課に確認しましたところ、由布市観光協会と佐伯市観光協会との間におきまして、平成19年度から令和3年度まで交流協定を締結しておりました。その後につきましては協定はないものの、両観光協会等において連携を図り、共同イベントやプロモーションを実施していると伺っております。

次に、観光協定を基に由布市指定管理者選定委員会は審査を行ったのかについてですが、指定

管理者選定委員会におきましては、指定申請書に基づいて審査を頂き、候補者として選定を頂いております。

次に、佐伯市の公共施設を利用して、継続して由布市農産物をPRするようになっているのかとの御質問ですが、指定管理候補者のネットワークを生かし、民間と民間の特産物の交換による地域協力を行い、関係地域の方を含め利用者が満足できるよう努めていく計画となっていると考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（11番 鷲野 弘一君） ありがとうございます。

今回、この選定委員には総務課長等も出られて、やられているかと思うんですけども、総務課長、やられた中で、この協定文書を、こういうの確認をされた上でやられたのか。今された中では——これはもう前にやられたとき、19年のときはたしか首藤奉文市長が会長等になられて、佐伯では西嶋市長がたしかなられていたんじゃないかと思うんですけど——その確認をされた上でこれをやられたのか、もう一度そこんところ、これは、総務課長、ちょっと答弁お願いしてよろしいですか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

その存在は確認をして審査は行いました。

それと、その候補者そのものが、説明の中でもそういうことも触れながらプレゼンをされたという部分もありますので、審査員の方々も、そういうものが存在しているという前提の下で審査をされたのかなというふうには認識しております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（11番 鷲野 弘一君） ありがとうございます。

ただ、一つね、私、疑問に思うのは、由布市観光協会というのはもうないんじゃないかと思うんですけど。それを今あるようなこと言われましたけど、それ実際どういうことなんですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えします。

観光協会という名称そのものはございませんけれども、それをそのまま引き継いだ形のものが由布市のまちづくり観光局だというふうには認識しております。そもそも廃止の段階で、そういうふうなことでの引継ぎというようなことがあったというふうには認識はしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第11. 議案第86号

日程第12. 議案第87号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第11、議案第86号、由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について及び日程第12、議案第87号、証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止に関する協議については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第13. 議案第88号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第13、議案第88号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第8号）を議題として質疑を行います。

まず、歳入については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、歳出について質疑の通告がありますので、歳出の款別に通告順に従って順次発言を許します。

初めに、2款総務費について、16番、田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） よろしくお願ひいたします。

議案第88号、ページが21ページで2款1項9目です。区分3の地域コミュニティ形成促進事業、その中の18節です。地域まちづくり活動推進交付金の210万8,000円です。その他財源で210万8,000円を使っておりますが、説明を受けたときにタブレットとかいろいろ照らし合わせながら聞いたと思うんですが、記憶の中にあまりはっきり残っておりませんでしたので、再度お伺いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

地域コミュニティ形成促進事業、18節負担金、補助及び交付金の210万8,000円についてでございますが、阿蘇野・直山まちづくり協議会に対し、ふるさと納税の活用事業として交付するものとなっております。

阿蘇野・直山まちづくり協議会には、サロン活動の充実や特産品づくりに対する厨房機器の購入に対する交付金として交付するものとしております。財源につきましては、予算書の15ページになりますが、みらいふるさと基金から210万円を充当するようしております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） 厨房機器ということは、台所を作るためのあれですよ、機具ですよ。ちょっと、もう少し具体的に、何を作るための、その厨房設置してその機具が必要になったのか、また。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。お答えいたします。

今、阿蘇野まちづくり協議会では、地域の方々に対しておしゃべりカフェの運営やサロンの活動、あとイベント等、祭り等を開催するようしております。その中で、厨房の機器、料理を作るのにやはり大量に作るということで、かなり大きな機械が必要ということで、それを購入することにしてしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） 機具が要ることなので、鍋とか釜とか、ガス、コンロ、その他そういったことを含んだことを言うんですね。そういうことでいいですか。はい、すみません。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） お答えいたします。

これが、鍋とか大型の冷蔵庫、あと電子レンジみたいなものの大きなオーブンをするようなもの、そういうものを購入するようしております。やはり、一度に大量の料理をするということで、その大きな機械、大きなオーブン、そういうものが要るということで、それを購入するようしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、4款衛生費について、11番、鷲野弘一君。

○議員（11番 鷲野 弘一君） ポイ捨て防止事業とは何かについて、詳細な説明を求めます。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えいたします。

ポイ捨て等防止事業とはとの御質問でございますが、タブレットの43、44ページのほうをお願いいたします。

本議会で審議を頂いております由布市ポイ捨て等の防止に関する条例を可決いただきましたら、施行を来年の4月1日としておりますので、施行に合わせて周知や環境の整備を行うための予算を今回計上させていただいております。

内容は、下段の需用費のうち90万円を事業者へお配りするごみ箱やステッカー、看板、調査員のビブスなどの消耗品の購入に、条例の施行に伴います啓発用チラシの作成に9万7,000円、工事請負費は、喫煙所、回収したごみの保管庫、看板の設置工事などに300万4,000円、備品購入費は、回収したごみを分別するための水洗いに使用する流し台を購入することとしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、6款農林水産業費について、16番、田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） それでは、ページ45ページの6款1項3目です。区分1の就

農支援事業です。そこに新規就農者支援事業補助金に50万円と農業活性化・スタートアップ圃場設置事業補助金に81万8,000円がありますが、少しこの仕事の内容と、まあ新規就農者なかなかいない中で、今回いたのかなと思いますので、そういったことについてお伺いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です、お答えいたします。

最初に新規就農者支援事業補助金ですが、事業内容といたしましては、大分県農業大学校に入校している学生が、卒業後に家族の農業を継ぐ親元就農での継承を行うための準備期間を支援するための補助金でございます。職場といいますか、働き先は畜産です、今回は。

次に、農業活性化・スタートアップ圃場設置事業補助金ですが、スタートアップファームには現在、ベリーツ2名、白ネギ1名の3名の方が入植しております。収穫後の出荷作業を行う調整庫がございますが、その調整庫のほうに換気用の窓4か所と壁面に断熱材を設置するための補助金でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） いいですか。

次に、8款土木費について、16番、田中真理子さん。2項目続けてお願いします。

○議員（16番 田中真理子君） はい、分かりました。

49ページの8款2項2目の区分1、道路整備事業、社会資本整備事業の工事請負費の4,000万円の減額と、区分2、12節の道路整備事業の防衛調整交付金事業の工事監理に173万9,000円の減額、それから14節の工事請負費の7,100万円の減額、この減額の理由について少し説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。お答えします。

道路整備事業、社会資本整備事業、工事請負費4,000万円の減額についてですが、現在工事を進めています市道向原野田線の減額でございます。工事内容が国庫補助対象外と判断されたため、今年度、工事範囲を国庫補助対象区間のみ規模を縮小したことによる減額でございます。

続きまして、道路整備事業の防衛調整交付金事業でございます。主な要因としましては、市道八山線、八山橋工事において、令和5年度の護岸工事で地盤が想定以上に軟弱だったことにより設計変更を行い、今年度、護岸工事の施工となりました。当初予定していた上部工仮設工事が7年度に計画変更になったことにより、上部工仮設工事の工事監理委託料について減額させていただいております。

また、工事請負費におきましても同様の理由で、当初の上部工仮設工事の費用から今年度実施している護岸工事の必要額を差し引いた分を減額させていただいております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、10款教育費について、まず、3番、高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ページ数が62ページです。10款6項2目備品購入費、ピアノ購入費となっておりますが、ピアノ購入費は購入後の維持管理費は含まれているのか伺います。また、年間の維持管理費もお願いいたします。

また、ピアノ購入に当たって、このピアノのリースをした場合との対比の検討をしたのか、また対比をしたのであれば、このリース費用についても提示をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） 社会教育課長です。お答えします。

予算には、納入時の維持管理費の費用が含まれております。年間の維持管理費は12万7,000円ほどを見込んでおります。

購入に当たってリース契約も検討いたしました。具体的な金額は、購入予定のピアノを5年間リースした場合、月額18万7,918円です。年間225万5,016円となり、総支払い額は1,127万5,080円となります。

補正予算で計上している999万6,000円には、防湿カバー、移動台車、運搬費、納入時の調整代、調律代も含まれており、リース契約はピアノ本体のみの経費となり、これらの経費は含まれておりません。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。

そうであれば、維持管理はどこでどのように行うのか教えてください。

それと、今、リース費のところは月額と年間だったんですけど、イベント使用時、まあ1日だけ借りるときのリースということは、それは考えられなかったのか。その検討をしたのか、したのであれば、またその金額も教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） 維持管理の方法というのは場所でしょうか、それとも手段、どちらになるのか……。〔「今、言いました」と呼ぶ者あり〕維持管理につきましては、調律と調整代を予定しております。調律代というのは音を合わせるのみ、車でいうとガソリンを入れるようなものになります。調整代というのは、別途車検のようなものになります、ピアノ本体のメンテナンスになります。そちらの両方を考えております。

それから、行事があるときのレンタル料ですが、そちらは見積りを取った結果34万500円となっております。リースをした場合の年額で割り戻すと、年間6回程度ということになります。ピアノの使用は年間6回以上になりますので、レンタルも検討した結果、予算計上には適していないということで購入ということにしております。以上です。〔「場所、どこで維持管理を」と

呼ぶ者あり) 保管場所としましては、ラックホールのステージの袖側というふうに考えております。以上です。

○議長(甲斐 裕一君) 高田龍也君。

○議員(3番 高田 龍也君) 今、維持管理はどこでどのようにして行いますかということでお聞きしていたんで、どこでちゅうところは、その今、湯布院公民館のところちゅうところなんでしょうけども、その公民館どこだちゅうのと、維持管理の方法ですよ。それをなぜ聞いているかっていうと、今回購入されたのが結構いい値段するやつなんで、管理するのがすごく気を使ってしないといけないと、まあ湿度とかそういうところをしっかりと調整しないといけないという話が出てきているんですが、一番問題になるのが、湿度、水分関係なんです。

まあ、終わった話であんまりまたぶり返してよくないんでしょうけど、湯布院公民館、雨漏り等がしていた場所でありまして、ちょっと聞くところによると、今回、今年も雨漏りが何か所か認められたという話も聞いておりますので、そのような場所で、今回クラウドファンディングでお金を頂いてするということところで、大変貴重なものを購入するに当たって、そのような場所が適切どころであるということが事前調査をされた上で、今2回目の質問の中で、どのようにというところが回答をいただいていませんので何ともし難いところなんです。

それと、今聞いた話は、1日リースするときに年間どれぐらい使うのか——今回購入するに当たって、来年の何か50周年記念に向けての、購入を向けていますということであれば、イベントメインで購入を考えているのであれば、そのときそのときのリースでも間に合うんじゃないのかと思いますし。

で、あと、由布市内にこういうピアノがほかにあればですね、今回、湯布院公民館のほうに融通していただくとか、そういうふうなことは検討されているんですかね。複数台数があるようなところがあれば、それを湯布院公民館のほうに譲っていただくとか、そういうような話はしてきているんですかね。しているのであれば、そっちのほうで維持管理が安くなったりとかするんじゃないだろう、そういうふうな計算はされていますかね。

○議長(甲斐 裕一君) 社会教育課長。

○社会教育課長(吉倉 芳恵君) お答えします。

維持管理の方法なんですけど、具体的にはピアノの音を合わせるだけではなく、ピアノの共鳴板、天板のほうを開けて、中のピアノ線やハンマー等の管理をするということです。

具体的な管理の方法になりましては、先ほど議員が言われましたように、湿度の管理が大変重要です。ピアノの適切な環境というのは、温度が15℃から25℃、湿度が50から70%が望ましいというふうに言われております。

ラックホールにピアノ庫を増設することは、ちょっと今構造上難しいことから、購入後の管理

は、ピアノを周囲の湿度から遮断するための保湿カバーで覆い、年間を通じて湿度を50%に保つため、カバーの内側に湿度調整器付の除湿機を設置する予定です。

こちらの保管方法につきましては、見積りを国内の大手メーカー2社のピアノの販売店の方にラックホールのほうに實際来て見ていただいて保管方法について伺ったところ、2社とも同じ回答を頂いておりますので、こちらの方法が公民館には適した方法だと思っております。

それから、イベントのときに使ってはどうかという御意見も頂いたんですが、50周年のピアノの購入ということだけが目的ではなく、将来を担う子どもたちにもその良質な音楽を届けたい、それから、良質なピアノを使って教育活動をしてもらいたいという思いがありますので、ピアノを湯布院公民館で弾く場合、そちらのピアノを使って、子どもたちにもたくさん活用していただきたいという思いがあるので、スポットでリースをするというのは考えておりません。

それから、複数台あるようなところからピアノを移設して、そのイベントのときに使ったらどうかという御質問に関してはですが、ピアノレンタル料34万6,500円というふうに先ほど申し上げましたが、こちらのほとんどの経費は、運搬費と調律にかかる経費となっております。ピアノ本体だけを1日に借りた場合のレンタル料は10万円程度になります。ですが、そのたびにピアノを動かすと、本来設置してあるところのピアノが傷んでしまいますので、そちらは避けたいと思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、鷺野弘一君。

○議員（11番 鷺野 弘一君） 今の高田議員と同じところでありますけども、湿度の——今、課長説明いただきましたけども——ラックホール自体が水漏れ、湿度等の問題が全くなければ、今、課長の言われるとおりでと思うんですけども、現状のやっぱり湿度等をその業者が確認をした上で、今、課長が言われた湿度除去する機械ちゅうんですか、それは使われるのかどうか、そこんともう一度お願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） 2社のピアノの担当者、それから販売員だけではなく実際ピアノを維持管理する専門の調律師といえますか、そちらの方にも2社ともに来ていただいて、ラックホールの現状を全て見ていただいた上で検討していただいた結果です。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 鷺野弘一君。

○議員（11番 鷺野 弘一君） それは、そのときに雨漏り等がなかったためにね、現状それでちゅうことになったかもしれないけど、雨降りとかのときにそれはどうであるのかとかいうふうなことの確認がね——僕は、今まで、やっぱりラックホール自体の修理の仕方ちゅうんですか、そういうのが明確にまだ見えない中でね、こういう高価なものを導入していかなものかというふうに思うわけですね。だから、この話が出たときに、湿度があるところに置いてどうするのか。

ピアノの場合には、中に木材、金具等がやっぱり多く使われるために、急激な湿度にやっぱり弱いというふうになっているわけですね。だから、そのところはもう少し検討されているのかどうか、もう一度お尋ねします。

○議長（甲斐 裕一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） お答えいたします。

ホールにつきましては、今のところ雨漏りは確認しておりません。湿度を一定に保つために防湿カバーと湿度の除外器、除湿機を使うということでお話を伺っているということと、あと、それによって、雨漏りがあつたり、湿度が上がつたりしても、一定の湿度がピアノは保てるというふうに認識しております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで議案第88号についての質疑を終わります。

日程第14. 議案第89号

日程第15. 議案第90号

日程第16. 議案第91号

日程第17. 議案第92号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第14、議案第89号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、日程第17、議案第92号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）までは、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

淵野けさ子議員より欠席届が出ていますので、ただいま17名でございます。定足数に達していますので、ただいまから議事に入りたいと思います。

日程第18. 議案第93号

日程第19. 議案第94号

日程第20. 議案第95号

日程第21. 議案第96号

日程第22. 議案第97号

日程第23. 議案第98号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、本定例会に追加で提出されました議案第93号から議案第98号までの、議案6件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました6件の議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第93号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、特別職の職員で常勤のものとの給与改定に鑑み、市議会議員の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

次に、議案第94号、由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものとの期末手当の支給月数を改正するものでございます。

次に、議案第95号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を改正するものでございます。

次に、議案第96号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出にそれぞれ7,576万2,000円を追加し、予算の総額を258億6,620万3,000円にお願いするものでございます。

議案第93号から議案第95号まで、給与等の条例の一部改正案を追加上程しておりますが、この条例改正に伴い、給料及び期末勤勉手当の増額調整等をさせていただいております。このほか、債務負担行為補正として、外国語指導助手派遣業務委託など2件の追加をお願いをしております。

次に、議案第97号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出にそれぞれ23万9,000円を追加し、予算の総額を1億119万7,000円にお願いするものでございます。職員の給与条例の一部改正に伴い、給料及び期末勤勉手当の増額調整をさせていただいております。

次に、議案第98号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）は、職員の給与条例の一部改正に伴う給料及び期末勤勉手当について、収益的予算の収益的支出、資本的予算の資本的支出をそれぞれ増額するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては、担当課長より説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、議案第93号から議案第95号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。93号から95号まで、
続けて詳細説明を行います。

議案第93号について、まず詳細説明をいたします。

議案第93号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。
由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように
定める。

令和6年12月6日提出、由布市長。

次のページをお願いを申し上げます。

改め文ですが、第1条につきましては、令和6年12月支給分の期末手当を0.05月分引き
上げる改正を行うものです。

第2条につきましては、第1条で引き上げました支給月数を令和7年4月1日以降、6月と
12月の支給月に均等に振り分け、それぞれの支給月数を1.6月とし、年間合計で3.20月と
する改正を行うものでございます。

附則において、第1条の規定は令和6年12月1日から適用し、第2条の規定は令和7年4月
1日から施行することとしております。

次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

次に、議案第94号について詳細説明をいたします。

議案第94号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について。
由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定
める。

令和6年12月6日提出、由布市長。

次のページをお願いをいたします。

改め文ですが、本条例の改正につきましても議案第93号と同内容となっており、特別職の職
員で常勤のものの期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間合計で3.20月とする改正
を行うものでございます。

附則において、施行期日等を定めております。

次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第95号について詳細説明をいたします。

議案第95号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年12月6日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

改正内容ですが、第1条につきましては、職員に係る令和6年12月支給分の期末勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げる改正を行うものです。期末手当につきましては1.225月を1.275月に、勤勉手当につきましては1.025月を1.075月とするものです。また、大分県人事委員会勧告を鑑みて給料表を改めるものでございます。

表をめくっていただいて、表の末尾のページでございますが、第2条でございますが、第1条で引き上げました期末勤勉手当の支給月数を令和7年4月1日以降、6月と12月の支給月に均等に振り分け、職員の期末手当についてはそれぞれの支給月数を1.25月とし、勤勉手当については、それぞれの支給月数を1.05月とするものです。これにより、期末勤勉手当の年間合計は、職員にあつては4.6月とする改正になっております。

附則において、第1条の規定は令和6年4月1日から適用し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行することとしております。

次のページから新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第96号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第96号について詳細説明をいたします。

議案第96号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度由布市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,576万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258億6,620万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

令和6年12月6日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけて、歳入歳出の款項ごとに補正額を記載をしております。

3ページをお願いします。第2表債務負担行為補正です。外国語指導助手派遣業務委託など2件を追加でお願いするもので、いずれも契約に至るまでの一連の準備行為を本年度中に行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

4ページから補正予算事項別明細書となっております。

8ページをお願いします。

歳入でございますが、20款1項1目の2節基金繰入金の財政調整基金は、本補正の収支の均衡を図るため7,576万2,000円を繰り入れております。

次に、9ページから歳出となります。

議案第93号、議案第94号及び議案第95号を本定例会に議案として追加上程したことから、各科目内の給与管理費等につきまして、条例改正に伴い給与及び期末勤勉手当の増額を計上しております。

22ページをお願いします。

4款1項5目区分1、農業集落排水事業特別会計の繰出金は、今条例改正に伴い給与管理費の増額分として計上をしております。

詳細説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第97号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。議案第97号について詳細説明をいたします。

議案第97号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億119万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年12月6日提出、由布市長。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書、タブレットの9ページのほうをお願いいたします。

歳入の5款1項1目一般会計繰入金が歳入でございます。

タブレットの11ページをお願いいたします。こちらが歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の23万9,000円は、給与条例の一部改正によります給与管理費の給与及び期末勤勉手当の増額をお願いするものでございます。

以上で、議案第97号の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第98号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。議案第98号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）について詳細説明します。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度由布市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

支出。第2款、水道事業費用、補正予定額、増額の33万9,000円、計8億5,445万

7,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億1,651万1,000円」を「不足する額3億1,684万7,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億1,651万1,000円」を、「過年度分損益勘定留保資金3億1,684万7,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第4款、資本的支出、補正予定額33万6,000円、計12億8,772万円。

2ページをお願いいたします。

第4条、予算第10条中に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正予定額67万5,000円、計7,803万6,000円。

令和6年12月6日提出、由布市長。

詳細につきましては、4ページをお願いいたします。

議案第95号を本定例会に議案として給与条例の一部改正を追加上程しており、この条例改正に伴い、収益的支出では2款1項4目総係費3節手当を、資本的支出では4款1項1目水道施設費2節給料、3節手当をそれぞれ増額するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で詳細説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、日程第18、議案第93号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。3番、高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 3番、高田龍也です。

93号に関してなんですが、93号の基となるのが、議案95号の人事院勧告及び大分県人事委員会勧告を鑑みというところに関わってくると思うんですが、この勧告内容のちょっと詳細説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。

概要になりますが、大きな流れは給与の改定分におきましては、若年層に重点を置いた給料月額改定、これが平均で3.2%というふうになっております。それから、先ほどから具体的にとなっております期末手当と勤勉手当の改定、引上げでございますけれども、職員におきましては4.50月から4.60月ということで0.1か月分の上昇、これが主な改正内容というふうになっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 私、昨日一般質問で市民税減税をうたっております。

今、由布市の平均的な所得を鑑みたときには、私たち議員がこのように、要は期末手当が少し上がるという行為に対して、私はすごく疑義を持ちますので。これ、人事院勧告と大分県の人事委員会勧告が基になっていますので、今、由布市として、由布市民の皆様の経済状況等を鑑みたときは、そのような検討はされているのかお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。

由布市としてのそういう、何ていうんでしょう、調査ということは一切行っておりません。全て、人事院勧告及び大分県の人事委員会の勧告に基づいた形での対応となっております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） これ最後ですか。はい。

できれば、こういう、私たち議員及び特別職の歳費等に関しては、しっかりとその由布市の現状を調べた上で、こういうような勧告が出ているのであれば、由布市の現状とも照らし合わせたような今後対応をしていただきたいと思います。

私、まあ、この先出てくる95号に関しては、このようなことを言うつもりはないんですよ。95号に関しては、職員の皆さんというのは常日頃、由布市民寄り添ってやっていただいておりますので。まあ、私たち議員が寄り添っていないというわけではないんですが、市民の皆様から頂いている税金のうちから頂いていますので、人事院等の勧告と、あと由布市の現状を踏まえた今後のこういうような設定ができるのか、その点をお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

市内の事業者さんと比較は、先ほど総務課長が言うように、市としては調査しておりませんが、大分県全体の調査というのは大分県人事委員会が行っております。

今回の補正は、国の人事院ではなく、大分県の人事院勧告を尊重して措置をしたところです。

また、特別職、議員報酬についても、大分県内の市町村との比較を行った上で、決して由布市の議員さんが高いわけではなくて、今回の勧告によって、ほかの市町村はまた改正も行うという状況を鑑みて、やはり由布市の特別職の職員についても勧告どおり上げるべきだという判断をしたところです。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、日程第19、議案第94号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、日程第20、議案第95号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、日程第21、議案第96号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第9号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すいません。ページ数で言うと3ページです。

第2表で、外国語指導助手派遣業務委託と、このAIドリル使用料についてなんですが、委託ってことであれば、何らかの業者さん等にこういうことをお願いしたいということで委託なんだと思う。この使用料っていうのは、今現在使用しているのか、今から使用するのか、であれば、なぜ当初予算に出てこなかったのか。お互い上下そうなんですけど、これのもう少し詳細説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

現在、既に外国語指導助手の派遣業務についても、AIドリルについても、現在行っている業務であります。

また、来年度の4月から同じように取り組むに当たって、この債務負担行為を起こしていくというような形の流れになっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。（発言する者あり）ちょっと待ってください。

財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。学校教育課長のところにちょっと補足をさせていただきます。

債務負担行為を行っていないとですね、4月1日から事業を開始するときに契約を事前に行っていないとできませんので、債務負担行為を起こしていないと次年度の契約等ができないので、今年度中に契約を行いまして、4月1日からすぐに事業等に取りかかれるような形で、債務負担行為の補正を上げたような次第になります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 今の説明でしたら、外国語指導助手派遣業務委託に関しては、早めに応募かけとかなないと集まる応募ができないのかなちゅうところで分かるんですけども、AIドリル使用については、現状、今使っているんですよ。使っていて債務負担行為をしとかない

といけないちゅうのは、なぜになるんですか。それは令和7年度で予算行為を起こせばいいのかなち、今、若干思ったんですけども。単年度契約じゃなくてもう継続してするんで、そのうちの令和7年度に向けてのその、上げとかないといけないという説明なんですか。ちょっとそれもう一回、理解がちょっとできなかつたんですけど、すいません、お願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

現在使っているA Iドリルにつきましては、これまでも3年ほど使ってきました。学校の要望も聞いたところ、今のA Iドリルでは、使っているものでは選択方式しかちょっとできないといったところもありまして、やはり記述力を高めたいといった思いもあった、その学校の要望にも寄り添うような形で、このたび、来年度の4月から使うA Iドリルについて、そういった記述も取り入れた部分のA Iドリルに変更していきたいといったところで、業者にそういった見積り等を出しての契約業者を選定する購入プロポを行っていききたいというような思いで、現在取り組んでいるといったところになります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ということは、A Iドリルは今現状使っていて、よりよいものを次年度に使いたいので、今のうちに学校からの要望が上がってきたことを次年度に向けて反映させるために、今のうちに債務負担行為を起こしておかないとできませんよという形でいいんですかね。

もしそれでいいのであれば、詳細説明のときに、今後そのように言っていただけるとより分かりやすいかなと思いますのでお願いいたします。

それと外国語指導助手に関しては、これはあれですね、外国の方をお呼びするのか、日本で外国語教育をされた方をお呼びするのか。また、その外国語というのは、外国語は何をメインにお声かけをするのか、最後それを教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

現在、外国語指導助手2名の方については外国籍の方でございます。

もう1問は……（「何語」と呼ぶ者あり）英語でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありますか。坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） 来年度4月1日からしなきゃいけないということで補正を上げていくということですか。今年度4月1日からできなかつたから、こんな6年、7年になったんでしょうか。それとも、去年はそういうふうに早めについていうか、そこら辺が何かちょっと分からないんで教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まず、AIドリルにつきましては、毎年毎年いろんなものに変えていきますと、まず子どもたちにやはり困惑というか混乱を来すといったところもあろうかと思って、これまで長年同じものを採用させていただいております。

ただ、学校の要望とか、子どもの実態を見たときに、記述的なところといったところが必要だといったところで、今回、来年度に向けて新たに業者選定をしていきたいなといった思いがありました。

ただ、3月の議会でその後の取組をしていきますと、どうしても一人一人の子どもたちのタブレットの中にそういったドリルを入れ込むといった作業とか、それから、使うに当たっての教職員の慣れとかいったところもあろうと思うので、このたび12月の議会において、債務負担行為を起こさせていただいたというようなところでございます。

また、外国語指導助手さんにつきましては、令和4年から6年までの3年間分の、今、契約というような形で、内容としましては、業務内容の評価に基づき3年以内に限り契約を更新する場合があるということで、逆に言いますと、評価が非常に著しく思わしくないとかいうようなところであれば、そういったところは見直す必要があるんですけども、現在お勤めいただいている2名の方については、大変優秀な方でございまして、子どもたちとともに英語教育に努めていただいているといったことから、3年契約させていただきました。

節目となりますまた来年度といったところに当たって、この時期にまた業者選定と、どちらを選ぶかといったところでの必要が出てきたといったところであります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） それでは、その外国人の分に関しては、また3年契約を結ぶためにやるという形でいいんですかね。

分かりました。ありがとうございます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、日程第22、議案第97号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、日程第23、議案第98号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）を議題

として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第77号から議案第98号までの議案22件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月13日午前10時より委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時41分散会
